

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
<p>中部農と緑の総合事務所</p>	<p>借用財産の期間の更新について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。</p>						<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	
	土地	枚方市津田北町三丁目2924-2	13.68㎡	ため池防災テレメータ観測局用地(惣喜池)	無償	(注1) 平成2年11月9日から令和5年3月31日まで	
	土地	四條畷市大字下田原2222-1	13.68㎡	ため池防災テレメータ観測局用地(寒谷池)	無償	(注2) 平成4年4月1日から令和5年3月31日まで	
	土地	枚方市長尾東町一丁目4749	11.84㎡	ため池防災テレメータ観測局用地(長尾大池)	無償	(注3) 平成4年12月16日から令和5年3月31日まで	
	土地	東大阪市日下町一丁目1669	11.84㎡	ため池防災テレメータ観測局用地(日下新池)	無償	(注3) 平成4年12月16日から令和5年3月31日まで	
	土地	東大阪市東豊浦町1638	18.06㎡	ため池防災テレメータ観測局用地(豊浦山地)	無償	(注4) 平成5年1月11日から令和5年3月31日まで	
	土地	交野市私市九丁目5022-6、5022-7	2710.51㎡	ほしだ園地用地	782,000円	(注5) 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
<p>(注1) 公有財産台帳では、借用期間が「平成2年11月9日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では、借用期間が「平成4年4月1日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では、借用期間が「平成4年12月16日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注4) 公有財産台帳では、借用期間が「平成5年1月11日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。 (注5) 公有財産台帳では、借用期間が「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」のまま放置されていた。</p>							

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月2日から令和6年1月31日まで)